

日韓共同開発区域において天然資源を探查し採掘
するために必要な装置等の取扱いについて

蔵関第 676 号
昭和 55 年 6 月 13 日
改正 蔵関第 561 号
平成 4 年 6 月 19 日
改正 蔵関第 657 号
平成 5 年 6 月 24 日
改正 蔵関第 290 号
平成 9 年 3 月 31 日
改正 財関第 191 号
平成 13 年 3 月 21 日
改正 財関第 265 号
平成 13 年 3 月 31 日
改正 財関第 794 号
平成 18 年 6 月 30 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（昭和 53 年条約第 8 号。以下「協定」という。）の実施に伴い、日韓共同開発区域において天然資源を探查し又は採掘するために必要な装置、資材その他の物品及び当該区域に出入りする沿岸通航船、国内航空機等の取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。

記

第 1 . 装置等に該当する貨物の取扱い

1 . 装置等の範囲

協定第 18 条に規定する装置、資材及びその他の物品（以下「装置等」という。）の範囲は、次のとおりとする。

(1) 装置

協定第 2 条に規定する共同開発区域（以下「共同開発区域」という。）において協定第 1 条第 1 号に規定する天然資源（以下「天然資源」という。）を探查し又は採掘するために必要な探査船、探査機器、海洋掘削装置、掘削機器及びその他の関連機器並びに作業船

(2) 資材

- イ 共同開発区域において天然資源を探查し又は採掘するために必要なパイプ、セメント、ビット、調泥剤その他これらに類する物品
- ロ 装置の作動、維持又は補修のために必要な燃料、潤滑油、修理部品、工具その

他これらに類する物品

(3) その他の物品

- イ 共同開発区域において天然資源の探査又は採掘に従事する者の生活を維持するために必要な飲食物、日常生活用品、医薬品及び厚生用物品
- ロ 共同開発区域において天然資源の探査又は採掘に関連して使用し又は消費される作業衣類、事務用品その他これらに類する物品

2. 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続

本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税関の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。

なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手続及び関税法第 67 条に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。

(1) 認定の手続

- イ 協定第 1 条第 5 号に規定する操業管理者又はその代理人（以下「操業管理者等」という。）は、認定を受けようとする貨物が蔵置されている保税地域等を管轄する税関（貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に「装置等の認定申請書」（別紙様式第 1）3 通（原本、認定用、送付用）を提出する。
- ロ 上記イの申請書の提出を受けた税関（保税取締部門）は、当該申請に係る貨物を必要に応じ検査し、当該貨物が装置等に該当すると認めるときは、当該申請書のうち 2 通（認定用、送付用）に認定印を押なつし、うち 1 通（認定用）を認定書として操業管理者等に交付するとともに、他の 1 通（送付用）を直ちに長崎税関（監視部保税取締部門）に送付する。

(2) 搬出等の手続

- イ 上記(1)により認定を受けた装置等を保税地域等から搬出する場合には、当該装置等に係る認定書を関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）34 の 2 - 1（保税地域における事務処理手続）の(1)のロの(イ)に規定する「許可書又は承認書」として取り扱う。

- ロ 上記(1)により認定を受けた装置等を船舶（航空機）に積み込もうとする場合には、関税法第 16 条に規定するところにより積み込みの手続を行う。

この場合においては、当該装置等に係る認定書を関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 15 条に規定する書類として取り扱う。

なお、内国貨物である装置等を外国貿易船（外国貿易機）に積み込もうとする場合にも、関税法第 16 条の適用があるので留意する。

- ハ 上記(1)により認定を受けた装置等については、当該装置等を保税地域等から搬出する際、関税法第 63 条第 1 項、同法第 67 条又は同法第 75 条に規定するいずれの手続も要しない。

3. 装置等を共同開発区域から搬出する場合の手続

装置等を共同開発区域から搬出する場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 本邦に向けて搬出される装置等

イ 搬出の手続

- (イ) 装置等を共同開発区域から本邦に向けて搬出する場合には、操業管理者等は、長崎税関（監視部保税取締部門）に「装置等の搬出届」（別紙様式第2）3通（原本、確認用、副本用。当該装置等が内国貨物である場合には1通（原本））を提出する。
- (ロ) 上記(イ)の届出書の提出を受けた場合には、長崎税関（監視部保税取締部門）は、当該届出書と使用状況報告書（後記4参照）を対査確認するとともに、当該届出に係る装置等が外国貨物であるときは、当該届出書のうち2通（確認用、副本用）に確認印を押なつし、当該届出書を確認書及び副本として操業管理者等に交付する。
- (ハ) 上記(イ)の届出に係る装置等については、関税法第63条第1項に規定する保税運送の手続を要しない。

ロ 本邦に到着した際の手続

- (イ) 外国貨物である装置等が本邦に到着した場合には、操業管理者等は、関税法に定めるところにより当該装置等を船舶（航空機）から船卸し（取卸し）し、保税地域等に搬入する。

この場合においては、当該装置等に係る確認書及び副本を関税法施行令第15条に規定する書類として取り扱う。

なお、内国貨物である装置等を外国貿易船（外国貿易機）から船卸し（取卸し）しようとする場合にも、関税法第16条の適用があるので留意する。

- (ロ) 装置等が長崎税関（本関）の管轄区域以外の区域にある保税地域等に搬入された場合には、当該保税地域等を管轄とする税関（保税取締部門）は、上記(イ)により提出された確認書の写しを作成し、当該写しに確認印を押なつたうえ長崎税関（監視部保税取締部門）に送付する。

(2) 外国に向けて搬出される装置等

共同開発区域から外国に向けて搬出される装置等のうち、本邦から当該区域に搬入されたものについては、関税法第67条又は同法第75条に規定する輸出又は積戻しの手続を行わせるものとし、その取扱いは次による。

なお、外国から直接当該区域に搬入された装置等を同区域から外国に向けて搬出する場合には、税関手続を要しない。

イ 輸出又は積戻しの手続は、当該輸出又は積戻しを行おうとする者が、装置等を共同開発区域から搬出しようとする都度長崎税関（本関）において行う。

ロ 輸出又は積戻しをしようとする貨物の実体が輸出契約書、仕入書その他の参考書類を提出させることにより把握できる場合には、税関長が特に現品を確認する必要があると認める場合を除き、現品検査を省略して差し支えない。

4. 装置等の使用についての報告

協定第18条第3号に規定する装置等の使用についての報告（以下「使用報告」という。）は、次により取り扱うものとする。

(1) 使用報告を求める装置等の範囲

使用報告は、次に掲げる装置等について行う。

イ 本邦から共同開発区域に搬入された装置等

ロ 外国から共同開発区域に搬入された装置等（大韓民国の開発権者である操業管理者が使用するものを除く。）

(2) 使用報告の方法

使用報告は、本邦の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者又はその代理人が、また、大韓民国の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者と協定第5条に規定する事業契約を締結した本邦の開発権者又はその代理人が、毎月の使用状況を記載した「装置等の使用状況報告書」（別紙様式第3）を、その翌月10日までに長崎税関（監視部保税取締部門）に提出して行う。

5. 装置等の用途外使用等の取扱い

上記2の(1)により税関の認定を受けた装置等を共同開発区域における天然資源の探査又は採掘以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡する場合には、当該認定を受けた操業管理者又はその代理人は、その都度長崎税関（本関）において関税法所定の手続を行うものとする。

第2. 装置等に該当しない貨物の取扱い

1. 共同開発区域への搬出入の手続

装置等に該当しない貨物のうち、次の各号に掲げるものを共同開発区域に搬入し又は当該区域から搬出する場合には、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

なお、当該各号に掲げる貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入又は当該区域からの搬出に際して関税法第67条に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。

(1) 本邦から共同開発区域に搬入される外国貨物

当該貨物を保税地域等から搬出する際、関税法第67条の規定により輸入の手続を行う。

(2) 共同開発区域から本邦に引き取られる外国貨物

当該貨物を保税地域に搬入した上、関税法所定の手続を行う。

(3) 共同開発区域から外国に向けて搬出される内国貨物

当該貨物を共同開発区域から搬出する際、関税法第67条の規定により輸出の手続を行う。

この場合においては、上記第1の3の(2)の取扱いに準じて取り扱う。

2. 本邦における船舶等への積卸し

本邦において装置等に該当しない外国貨物を船舶（航空機）に積卸しをしようとする場合及び装置等に該当しない内国貨物を外国貿易船（外国貿易機）に積卸しをしようとする場合には、関税法第16条の規定による所定の手続を行うこととなるので留意する。

第3. 共同開発区域に出入りする沿海通航船、国内航空機等の取扱い

共同開発区域に出入りする沿海通航船、国内航空機等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 共同開発区域に出入りする沿海通航船及び国内航空機の本邦における入出港については、操業管理者等からあらかじめ当該入出港が予定されている港を管轄する税関（監視担当部門）に「入出港予定表」（別紙様式第4）を提出させる。
なお、当該入出港が定期的なものである場合には、1月分をまとめて提出させて差し支えない。
- (2) 共同開発区域を含め公海上において輸出入行為を伴う貨物の授受を行う場合には、関税法令の定めるところにより税関手続を行うよう操業管理者等を通じ関係者に周知徹底させる。